

21多企財第260号
平成21年10月21日

各部（局・室）長 殿

市長 渡辺幸子

平成22年度予算編成方針（通達）

〔経済及び国・東京都の状況〕

日本経済は、昨年秋の世界的な金融危機を発端として、急速な景気後退に陥り、特に雇用情勢は、完全失業率がこの7月をピークに高水準にあるなど依然として厳しい状況にあり、政府による継続した経済対策が求められている。

そのような中、政府は10月の月例経済報告の基調判断で、景気は持ち直してきているが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとし、政策の基本的態度を、現下の厳しい雇用情勢に細心の注意を払い、それを踏まえた対応策を検討すると雇用対策に言及した。

一方、本年8月末に行われた衆議院総選挙の結果を受け、9月16日には民主党を中心とした3党連立政権が樹立され新内閣が誕生し、平成22年度予算編成の方針が9月末に閣議決定された。これにより、現行の概算要求基準（「平成22年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成21年7月1日閣議了解））は廃止され、新政権のマニフェストを踏まえ年内に平成22年度予算を編成することが決定された。新政権の予算編成方針では、子育て・教育、年金・医療、地域主権、雇用・経済など、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現していくとしている。

東京都においては、経済危機による景気の落ち込みが大きく、ここに来て改善の兆しが見えてきたものの回復基調までには至っておらず、この景気低迷が長引くことも想定している。しかし、少子化など東京の将来に向けた諸課題が山積しており、この都に課せられた役割を確実に果たすため、これまで基金の積立てや都債発行の抑制などで培ってきた財政の対応力を計画的に活用し、必要な都民サービスを支えていくとしている。

社会経済状況と本市を取り巻く国・都の状況は以上のとおりであるが、特に新内閣によるマニフェストに基づく今後の予算編成や税制改正論議、都の予算編成における補助金の整理合理化等の動向によっては、本市への負担という直接的な影響がでることも予測される。また、都には広域行政としての立場から、安心して暮らせる都民生活への対応や、ニュータウン再生への取り組みなど、国とともに本市の抱える大きな課題に対する重要な役割がある。このことから、

市民に最も身近な地方自治体として、市財政への影響や持続可能な市民サービスの観点から、国及び都の動向等に留意し、本市の主張をしっかりと発信していくことが重要である。

〔本市の財政状況〕

歳入の6割を占める市税は、景気悪化の影響が通年化されることや、市民の年齢別人口構成の特徴などから個人市民税・法人市民税がさらに減収になることが予測される。また、地方譲与税や各種交付金は消費の冷え込みや税制改正の動きもあり、極めて不透明で、総じて減収の方向である。

歳出においては、地方債の発行抑制や繰上償還の努力により公債費は減少するものの、社会保障関連経費とともに、少子化対策等に係る経費が今後も増加の見込みである。また、公共施設等の維持保全にも多額の経費を要することから、計画的な資金計画が求められる。

さらに、財政調整基金が減少している現状では、年度間の財源調整という本来の機能が低下していることから、恒常的な基金繰入れ体質から脱却し、将来への備えとして積み立てることへの道すじを立てなければならない。

減少する歳入と増加する歳出という傾向は、従来にも増して今後の行財政運営の困難性を増大させることになる。このため、資産の有効活用など、歳入の更なる確保と、限られた財源の効果的な重点配分という歳入歳出両面における取組みを更に進めていくことが急務である。

〔予算編成の基本的な考え方〕

【骨格予算として編成】

平成22年4月に市長選挙が行われるため、平成22年度当初予算については基本的には人件費、公債費、扶助費の義務的経費や既存施設の維持管理経費を中心とした経常経費で骨格予算を編成し、政策的経費（新規・レベルアップ・普通建設）は市長選挙後に年間総合予算として編成する。ただし、政策的経費であっても、継続費や債務負担行為で既に議決を経ている事業など既定路線とされた事業等は骨格予算に盛込むこととする。

なお、骨格予算として当初予算を編成するが、市長選挙後に年間総合予算を速やかに編成する必要があることから、政策的経費についても本編成方針に基づき、例年どおり予算要求を行うこととする。

上記の基本的な考え方のもと予算編成に取り組むものとするが、骨格予算はまさに市の基本的な姿勢が問われるものであることから、市民の暮らしの視点に立ち、全ての既定事業の見直しを行い、限られた財源の中で、真に市民にとって必要なサービスの提供に努めること。

なお、政策的経費については、以下のとおりとする。

- 1 後期基本計画(戦略プラン)における具体的な取組み
夏に行った「戦略プランの進行管理・行政評価・予算との連動の取り組み」において協議・検討し、経営会議において実施が決定した項目を基本とする。
- 2 大きな財源を伴う施設整備等
平成21年6月に決定した「財政フレーム」に基づき、今回更新した項目を基本とする。
上記政策的経費の予算要求にあたっては、基金による財源調整等を行っても多額の財源不足が予測されることから、事業費の更なる精査を行い削減に努めること。

[留意事項]

- 1 予算編成にあたっては、改革の基本原則である、「ゼロ・ベースの原則」「市民協働の原則」「根拠本位の原則」に基づき、最小の経費で最大の効果を上げること。
- 2 監査委員の指摘事項及び9月議会の決算特別委員会での指摘や評価結果を踏まえて、予算編成すること。
- 3 市民との情報の共有化を図り、様々な分野で事業目的を踏まえ、協働を一層推進すること。
- 4 各種未納金等既存の歳入の確保とあわせ、新たな歳入の確保にも努めること。
- 5 新政権においては、マニフェストに基づく新規施策を実現するため、全ての予算の組替えを行う方針であることから、国や都の制度改正等の動向に十分留意し適切に対応すること。
- 6 「戦略プランの進行管理・行政評価・予算との連動の取り組み」において確認された業務の削減・見直し事項については、部長のマネジメントのもと確実な推進に努めること。
- 7 予算をかけずに効果をあげる事業についても創意工夫を凝らして展開すること。
- 8 指定管理者制度については、これまでの実績と導入目的を踏まえ、平成23年度以降の導入についても積極的に検討すること。
- 9 効率的・効果的な事務事業の遂行により、総人件費の抑制と総職員数の削減に努めるとともに、超過勤務の縮減と職員の健康管理の強化を図ること。
- 10 市民生活に影響する税制や諸制度の改正の動向に注視するとともに、これらの改正等を遺漏なく行うとともに、改正の趣旨と内容について、市民の理解を得られるよう周知の工夫を図ること。
- 11 上記のほか、平成21年8月31日付、企画政策部長通知文書「平成22年度予算見積書の提出について」により進めること